平成２９年（フ）第４９６号
神戸市北区南五葉２丁目４番８―406号、従前の住所神戸市北区緑町３丁目11番６号Ｂ―202号
債務者　石濱　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９９号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―504号
債務者　中戸さゆり
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０６号
神戸市兵庫区荒田町１丁目22番805号
債務者　西　　賢三
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２０号
神戸市東灘区御影本町３丁目14番11号　ガイ御影402号
債務者　濱本津良志
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２９号
神戸市北区緑町４丁目８番35―605号
債務者　谷口　定俊
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２号
広島県三原市宗郷３丁目14番18号
債務者　向井　順子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第６５号
愛媛県四国中央市三島中央１丁目１番85号レジデンス金子406号、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町1398番地１
債務者　山本　静香
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第７３号
愛媛県新居浜市楠崎２丁目３番１号
債務者　横井　賢次
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２０号
愛媛県今治市鯉池町２丁目１番37号　鯉池東団地Ａ１―404号、前住所愛媛県今治市常盤町５丁目５番13号、前々住所愛媛県今治市古国分２丁目10番10号
債務者　阿部　有紀
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１３３号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷26番地１コーポサン101号
債務者　山本　　正
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
宮崎市小戸町90番地１　エレガンス小戸Ｆ号、前住所愛知県小牧市大字岩崎2180番地13
債務者　麻生　一将
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８８号
宮崎市松山２丁目３番27号　プチメゾン松山203号、前住所宮崎市堀川町67番地２　ベルトピア宮崎10―204号
債務者　落合　志保
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９６号
宮崎市山崎町上ノ原1030番地　市営住宅253棟３号
債務者　児玉　忠廣
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８号
宮崎県日南市大字西弁分1862番地５
債務者　松田　桃子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１７２号
大分県由布市湯布院町川上3778―４メゾン森山101号、住民票上の住所大分県別府市朝見１丁目１番５号
債務者　小崎　　修
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６２号
福島市山下町３番11号パフィオ202号、従前の住所福岡県大野城市仲畑４丁目３番16号101号
債務者　仁田野敏行（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０２号
茨城県取手市寺田4814番地25
債務者　大友　　民
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係